

平成30年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業)
成果報告書

実施機関名 (山口県教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

平成30年4月に、高等学校における通級による指導の制度運用開始となったことから、通級による指導を必要とする全ての高等学校において実施できるよう、通級による指導の円滑な導入と指導の充実に向け、拠点校の担当教員のみならず、全ての高等学校の担当者の専門性向上とともに、組織的な体制整備を行うことが必要であると考えた。

本県では、県内7地域に設置した特別支援教育センター7校を中心とした地域の学校への相談支援を行う「支援体制」を構築しており、平成25年度から、文部科学省委託事業「特別支援学校機能強化モデル事業（(1) 特別支援学校のセンター的機能充実事業）」を活用し、県東部・県中部・県西部に設置した視覚・聴覚特別支援教育センターとの連携による相談支援の充実をめざした取組を進めてきた。

このため、高等学校における通級による指導においても、全ての高等学校に特別な教育的支援など何らかの支援を必要とする生徒が在籍しているとの認識のもと、特別支援学校と連携を図りながら、これまで培ってきた7地域における「支援体制」を基盤とした体制整備を行うことにより、高等学校が地域の特別支援教育に関するサブセンターとしての機能を発揮するという発展的な取組が期待できると考えている。

また、中学校において、通級による指導を行う教室の設置数が増加している本県の状況を踏まえ、これまで培ってきた通級による指導のノウハウの高等学校への提供、校種間の引継ぎ等の確実な実施など、中学校と高等学校が連携した一貫した指導体制の構築が課題となっている。

さらに、高等学校では、学科や課程により「有名大学進学を希望する生徒」や「卒業後すぐに就職を希望する生徒」、「高等学校の卒業資格取得を目的とする生徒」など、在籍する生徒の実情は幅広い現状があり、様々なケースに対応できるよう、高等学校における通級による指導の対象となる生徒の決定に関する基準や手順、通級による指導の適切な在り方及び通級による指導の内容等について拠点校の実践を通じて研究を進める必要がある。

また、通級による指導の実践にあたっては、生徒が多く時間を過ごす通常の学級での指導・支援が基盤となることから、特別支援教育の視点を生かした通常の学級における各教科の授業改善（以下「UD化」とする）により、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教職員が理解し、指導方法の工夫・改善、指導力の向上を図ることが重要であると考ええる。

加えて、「校内体制の充実」を達成するために、通級による指導担当者のみならず、全教職員の発達障害に関する理解啓発・専門性の向上が不可欠であると考ええる。

2. 目的・目標

(1) 高等学校における特別支援教育の一層の充実に向け、高等学校教員の専門性向上のための体制整備

- 高等学校における特別支援教育は、全ての生徒に必要な教育であることの教職員への理解促進
- 分掌や学年等を越えた校内委員会等による組織的な校内体制の整備
- 学識経験者や医療・福祉関係者、特別支援教育コーディネーター（以下、「地域コーディネーター」とする）との連携の強化

ネーター」という。)の活用による、通級による指導の充実に加え、学級担任と通級による指導担当者の連携及び中学校と高等学校の連携の深化

- 指導事例の蓄積、ガイドブックの検討・作成・配布により、県内の全ての高等学校へ成果の普及

(2) 通級による指導等における効果的な指導方法等の研究

- 教育課程や指導内容、指導方法等の確立
- 客観的な評価を可能とする校内システムの構築
- 通級による指導の終了も見据えたPDCAサイクルの確立
- 通級による指導をはじめ、通常の学級におけるICT機器等の活用による、どの生徒にも「分かる授業」「できる活動」につながる効果的な指導の研究(授業のUD化)

3. 主な成果

(1) 通級指導専門性充実検討会議における事業の推進

- 学識経験者及び医療・福祉・労働、学校関係者、保護者代表等の委員からの助言等を踏まえて、研究指定校の取組等を推進

(2) 高等学校における通級による指導の対象となる生徒の決定基準・手順及び通級による指導の適切な指導の在り方

①通級による指導の客観的な評価を可能とする校内システムを構築することによる効果

- 指導記録の共有化による、教職員間の情報ネットワークの充実
- 学級担任と通級による指導担当、校内コーディネーターとの協議の活性化

②指導の終了も見据えたPDCAサイクルの確立

- 生徒の変容や自立活動の到達度の把握に向けた、定期考査や体験学習の事前事後に実施する通級による指導の振り返り
- 指導の妥当性の検討に向けた、学期末に実施する保護者・学級担任との指導の状況の確認及び共有

③学級担任と通級による指導担当者の連携及び中学校と高等学校の連携の深化

- 通級による指導担当者と学級担任間での生徒情報の共有による、変化の兆しの把握

(3) 特別支援教育の視点を生かした授業改善

通常の学級におけるICT機器の活用による効果的な指導の研究

- 視覚支援を取り入れる等、分かりやすい授業に向けた各教科での授業改善の取組へと拡充
- 板書に加え、書画カメラにより投影したワークシートの使用により、授業の展開の見える化を促進
- 数値の変化をグラフに表すことにより、数量の概念の理解を促進



(4) 組織的な校内体制の整備

- 研究校において、学識経験者や県発達障害者支援センター職員、地域コーディネーターの助言をもとに、通級による指導の充実に教職員全体の資質向上に向けて多面的・多角的に情報分析を行い、校内体制の整備や円滑な導入につながっている。

(5) 県内高等学校教職員への理解促進

- 特別支援教育に関するセンター的役割として、校内コーディネーター研修会、特別支援

教育推進セミナー、各高等学校研修会等において、通級による指導の取組について実践事例の普及及び情報提供を行い、理解促進及び人材育成に努めている。

- 「合理的配慮」や「ユニバーサルデザイン」など、通級による指導担当者以外の教職員が通常の授業等でできる取組に関する研修会等を通じて、関心の高い教職員を中心として授業改善が進むとともに、他の教職員においても高等学校における特別支援教育に関する必要性を感じたり情報共有を行ったりするなど、教職員間で共通認識が進みつつある。

(6) 拠点校担当者の専門性向上

- 担当者による「指定校等連絡会議」の実施
 - ・事業推進に向けた共通理解を図るとともに、事業の進捗状況、成果と課題等についての情報共有、協議（事例を収集）を行った。
 - 担当教員等の専門性向上に向けた研修の実施
 - ・先進校視察や国立特別支援教育総合研究所指導者研修会等への派遣、その復伝研修等により県内の高等学校教職員の専門性の向上に努めた。
 - ・学識経験者等の講師を招聘し、担当教員向けの研修会の実施により専門性向上に努めた。
- ＜主な研修等＞
- ☐ 生徒の実態把握のためのアセスメント
 - ☐ 実態把握の内容を踏まえた具体的な指導目標・内容の設定及び評価の方法
 - ☐ 各教科におけるつまづきやすいポイントと適切な指導支援
 - ☐ 自立活動の指導の意義及びその内容
 - ☐ ICTの活用
 - ☐ 通常の学級との連携のための手法
- 指定校を含む全ての高等学校への実践的な研修のため、特別支援学校の地域コーディネーターを派遣
 - 担当教員の専門性向上を図るため、「高等学校における通級による指導ガイドブック」の作成に着手
 - ・「高等学校における通級による指導ガイドブック」作成委員会において、専門家からの指導・助言を得ながら、各指定校における事業の成果を整理、集約したうえで、平成31年度末を目途に作成し、県内の高等学校教職員に配布する。
 - 指定校における研修への助言
 - ・指定校での主体的に取り組む研修において、やまぐち総合教育支援センターの研究指導主事や地域コーディネーターが連携して助言を行う。

4. 通級による指導における専門性のポイント

(1) 対象生徒の特性理解と課題の焦点化

- 生徒の的確な実態把握や生徒理解に基づく校内支援体制を作るための調整力（コーディネート力）
- 人間関係の形成やコミュニケーション能力の育成など、自立活動の指導
- 行動観察・適切な実態把握に基づく、個別の教育支援計画の作成・活用

(2) 適切な指導支援

- 生徒が社会に出る直前の段階であることを意識し、生徒の実態把握、生徒の将来像を想像した目標設定

- 教職員で情報を共有しながら各教科でできる授業の工夫や生徒の変容に合わせた指導の改善、評価（指導と評価の一体化）についての指導・助言

（３）思春期・青年期の困難さへの対応

- 失敗経験の多さや他者との違いにより自己肯定感が低下している生徒に対する、思春期や青年期の自尊感情等に配慮しながら自己への自信と意欲を高めることができる教育相談

（４）担任等との連携・調整

- 必要な支援を行うにあたって情報を収集し、生徒の実態について担任等と連携・共通理解を図るなどの企画力・調整力
- 保護者や関係機関等との連携・協力・調整

（５）進路指導に関する専門性

- 特別な教育的支援を必要とする生徒が、卒業後に進学先や就職先へ円滑に適応できるよう進学先や就職先、外部の専門機関等との連携・調整

5. 拠点校における取組概要

【学校種：高等学校】

- （１）適切な実態把握（アセスメント）に基づく目標設定、見直しの検討（実態把握の方法や時期等）

- ①適切な実態把握（アセスメント）に基づく目標設定、見直しの検討（実態把握の方法や時期等）

- 指導開始時点から通級による指導の記録を関係教職員で回覧し、多面的に生徒の状態を捉えていくことで目標の妥当性について検討

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活全般を通して関係教職員の気づきを集積した実態把握
《気づきチェックシート》 ・ SCなどの専門家の意見を取り入れた特性分析
《心理発達検査やカウンセリング、コンサルテーション》 ・ 保護者からの聞き取りや対象生徒に関わる専門家からの助言
《医療機関、ソーシャルワーカー》 |
|---|

- ②個別の教育支援計画の長期目標を活用した指導・支援終了目標の設定の検討

- 関係教職員（通級指導担当・担任・教科担当・教育相談・養護教諭・学年主任・校内コーディネーター等）で評価を行い、終了時期を検討（単位取得に必要な履修時間終了時の評価を実施）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象生徒の変容の記録《通級による指導の記録》 ・ 「通級による指導」担当者同士での授業評価 ・ 生徒による毎時間の「振り返りシート」の積み重ね ・ 授業に対する生徒アンケート調査の実施 ・ 保護者に対する指導・支援内容の報告 ・ 対象生徒の日常生活の支援状況と教育支援計画の長期目標の到達度を年次的に比較 ・ 対象生徒の進路希望と自立活動目標との照らし合わせを継続的に実施 |
|--|

(期間終了後の評価方法)

③通常の学級における、担当教職員の観察による困難さの改善状況の確認

- 関係教職員（通級指導担当・担任・教科担当・教育相談・養護教諭・学年主任・校内コーディネーター等）による多面的な実態把握に基づくケース会議で通常の学級における適応状況等を確認

- ・ 対象生徒の観察結果を情報共有し確認（教科担任、関係教職員等）
- ・ 対象生徒の進路希望と自立活動目標との照らし合わせを継続的に実施
- ・ 生徒間同士や保護者による評価と生徒の変容等について確認

(2) 通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

①発達障害の特性に応じた自立活動の指導内容（6区分27項目）の整理

- 学習上または生活上の困難さの改善・克服を目的とする指導方法等について研究を推進

- ・ 困難さに関する課題について担当教員が日常の観察のポイントを絞り、改善のステップ化を図る。
- ・ 日常生活場面での振り返りを中心とした具体的な指導を軸とする。
- ・ 自己肯定感を育てる指導を行う。
- ・ 自立活動の指導区分と項目を踏まえ指導の在り方を探る。
(区分・項目の分類の妥当性や指導内容との柔軟な関連付け)。

○障害特性に応じた指導内容等の研究

- ・ 合理的配慮や授業のユニバーサルデザイン化に関する教職員研修会の実施
- ・ 一人での活動に苦手意識のある生徒に対し、個別活動とグループ学習など段階的な活動の設定
- ・ 自立活動の視点を取り入れた授業内容の設定
- ・ 授業で使う配布プリントの工夫(例：1授業1枚プリントを原則)
- ・ 授業でのルールの明確化
- ・ 授業構成のパターン化
- ・ 授業での板書の工夫(レイアウトの設定)
- ・ 活動の見通しや目標およびゴールの視覚化
- ・ 整理が苦手な生徒に対して、「まとめる時間」の設定
- ・ 難読漢字、生徒が読むことができないであろう漢字や英語にルビの設定

(3) 発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

①各教科におけるつまづきやすいポイントを踏まえた自立活動の指導方法の検討

- 各教科における授業改善（UD化）

<見通しをもちにくい生徒を意識した対応>

授業の目標や流れを、板書や視聴覚機器により固定提示する
ワークシートと板書とのレイアウトの整合性を図る

- 障害特性による「個別の指導が必要なケース」の分析
- 授業の状況を分析し「教科共通の困難さ」と「教科の特性による困難さ」を分類

- 「教科共通の困難さ」と「教科の特性による困難さ」について関係教職員等で協議し、「特別の指導方法」について検討
- 「教科共通の困難さ」と「教科の特性による困難さ」について通級による指導担当者が当該教科担任と連携し、認知に関係する部分の指導方法を探り、指導を実施

＜教科共通の困難さ→見通しが立たない場面における、不安の軽減方法の指導＞
 ＜教科特性による困難さ→見通しが立たない場合の類推・関連付けに対する指導＞
 （化学実験の手順や結果の予測、化学式の意味付け等の復習または予習）

- 教科間で共有できる支援の明確化
- 教科の中で教えることができる社会性

（４）発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

- ①学級担任や保護者等への教育相談の在り方の検討
- ②通常の学級の授業において、特別な支援を要する生徒に気づき早期からの支援につなげるための工夫の検討
 - 指導内容の共通理解を図る記録様式の工夫（何を目的にどのように指導し、指導結果からわかる対象生徒の反応や変容を簡潔に表現など、学級での観察や対応の一助となるものとする）
 - 全教職員を対象にした特別支援教育についての研修充実と定期的な生徒情報（気づき）の共有
 - 保護者対応における教職員間の意思疎通と役割分担の明確化
 - 対象生徒の進路支援を核にした、進路に関係する分掌連携の充実
 - 福祉サービスに関する関係機関との連携
 - 通常の指導場面の特別支援教育の視点での整理と意味付け
 - 全体への配慮と個別の支援の重層化
 - 生徒の「短所」を「特性(=長所)」として捉えるリフレーミング(=捉えている枠組みを異なる枠組みで見ること)の在り方

（５）児童生徒の特性把握及び適切な指導のための医療・福祉関係者等外部人材の活用

- スクールカウンセラー等の行動観察、主治医等の所見、担当臨床心理士等からの助言
- 居住地域の市町障害福祉担当課等との連携
- 就職選択におけるハローワーク、障害者職業センター等との連携
- 進学選択における進路先大学・専門学校との連携
- 地域コーディネーターによる訪問支援による指導方法の検討
- スクールカウンセラーによる生徒の心理面への配慮
- 職場体験学習を契機とした関係機関との連携
- 近隣の大学院生と連携した学習支援

6. 今後の課題と対応

（１）高等学校における通級による指導の対象となる生徒の決定基準・手順及び通級による指導の適切な在り方

- ①通級による指導の教育課程への位置付け

対象生徒を判断する際、きめ細かな実態把握や多面的な評価などによる校内での検討に加え、保護者との合意形成を図る必要がある。そのため、入学後すぐに教育課程に位置付けて指導を行うことが難しいため、円滑に学校生活を送ることができるよう中学校との早期からの情報連携等を図っていく必要がある。

②通級による指導の評価

通級による指導の評価とその基準については、対象生徒の特性や実態を把握したうえで、設定する必要があることから、対象生徒の障害特性を踏まえ、必要な自立活動の項目を精査した上で、指導内容を決定し、指導目標を設定していく必要がある。

現時点では、対象生徒の指導内容と指導時の取組状況や変容等を記録しているが、今後、評価基準について検討していきたい。

③通級による指導の場面

複数の対象生徒が個別の指導を受ける場合、指導を行う場所（教室）と教職員の確保が困難である（現在は対象生徒1名に対して実施する形態）。

また、通級による指導について、周囲の生徒の理解・啓発をどのように進めていくかについては、今後の検討が必要である（対象生徒の希望等により、指導を行っていることがわからないように配慮している事例もある）。

（２）特別支援教育の視点を生かした授業改善

①特別支援教育及び通級による指導についての教職員の理解促進

- ・研修等を通じて、特別支援教育に関する教職員の理解が進みつつあるが、全教職員に「発達障害に関する理解啓発・専門性向上」が浸透しているとは言い難い状況がある。このため、各課程の実態に合わせて体制等を整えつつ、教職員への理解啓発を進めていくことが必要であると考えている。
- ・通級による指導担当者等を中心として、体制整備や実際の指導方法、教職員の理解啓発を行い、どの生徒にとっても安心して学べる環境づくりを行う中で、「分かる」「できる」活動をととして生徒が社会の中で生きる力の伸長を図り、ひいては生徒の将来の生活に繋げていく必要がある。
- ・ＩＣＴ機器を活用した授業づくり・授業改善等に取り組んでいる教職員の指導事例と生徒の取組状況・変容等を報告し、効果的な活用方法について検討する。

②教科担任との連携

- ・生徒の特性に起因する困難さを支援するには、通級による指導担当者と教科担当者の連携が不可欠である。このため、生徒の「教科共通の困難さ」を見出し、当該生徒にとって有効な手立てを共有・実践するとともに、担当教科外の授業を参観し、教職員の指示・教材・教具の提示の仕方や生徒の反応に注目し、生徒のよりよい学びをテーマに協議するなど、生徒を中心に据えた授業改善の取組を推進する。

③中学校との連携による円滑な移行

- ・中学校からの引継ぎ等は進んできたが、個別の教育支援計画が作成されているものの高等学校への引継ぎがない生徒がまだまだ在籍している状況がある。
- ・中学校からの引継ぎが高等学校での生徒理解及び適切な指導・支援において有効であることを明らかにするとともに、情報を引継ぐ仕組みを構築する。

7. 拠点校について

(高等学校)

拠点校名：県立A高等学校													
				第1学年		第2学年		第3学年		第4学年			
本分校		課程		学科	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
本校		全日制		普通科	242	6	263	8	260	7			
				理数科	40	1	39	1	40	1			
		定時制		普通科	3	1	9	1	7	1	10	1	
徳山北分校		全日制		普通科	4	1	7	1	10	1			
鹿野分校		全日制		普通科	7	1	6	1	6	1			
通級による指導(対象者数) ※試行的実施（合意形成に向けた調整）									1 ※1				
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計	
教職員数		1	5	0	89	5	0	21	15	1	1	3	141

※教職員数には非常勤職員を含む

(高等学校)

2 拠点校名： 県立B高等学校												
			第1学年		第2学年		第3学年		第4学年			
課程		学科	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数		
本校	全日制	普通科	281	7	278	7	279	8				
		理数科	40	1	39	1	37	1				
	定時制	普通科	11	1	11	1	6	1	15	1		
	通信制	普通科	974									
		衛生看護科	2									
分校	全日制	普通科	18	1	23	1	18	1				
通級による指導（対象者数） ※試行的実施（合意形成に向けた調整）					2 ※3							
	校長	副校長・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1（副）							1	1		
全日制		1（教）	0	64	2	0	9	9			0	0
定時制		1（教）	0	8	1	0	4				0	0
通信制		1（教）	0	22	0	0	9				0	0
分校		1（教）	0	12	1	0	4				2	0
合計	1	5	0	106	4	0	26	11	1	1	0	155

(高等学校)

拠点校名： 県立 C 高等学校											
				第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
課程	学科			生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
全日制	総合学科			138	4	144	4	143	4	1	1
定時制											
通級による指導 (対象者数)						1					
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養育教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他 計
教職員数	1	1		41	1			4	1	1	30 80

(高等学校)

指定校名：山口県立D高等学校											
				第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
課程	学科			生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
全日制	普通科			158	4	156	5	197	5	—	—
全日制	探究科(1.2年)・理数科(3年)			79	2	79	2	40	1	—	—
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養育教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他 計
教職員数	1	2	—	56	1	—	8	7	—	1	4 80

8. 問い合わせ先

組織名：山口県教育委員会

- (1) 担当部署 山口県教育庁特別支援教育推進室
- (2) 所在地 山口県山口市滝町1-1
- (3) 電話番号 083-933-4615
- (4) FAX 番号 083-933-4619
- (5) メールアドレス a505001@pref.yamaguchi.lg.jp